

● 坂戸市公共工事前金払事務取扱要領

平成12年12月22日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸市会計規則（昭和46年坂戸町規則第19号）第54条第2項の規定に基づく市の発注する土木建築に関する工事に要する前金払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の範囲)

第2条 前金払の範囲は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び同法施行規則（昭和22年省令第29号）附則第3条に規定する範囲とし、1件の設計金額が130万円を超える土木建築工事とする。

2 前金払の割合は、当該工事請負代金額の10分の4以内とする。ただし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(前金払の請求・支払手続き)

第3条 前金払を受けようとする者は、契約締結後、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証証書を添えて市長に請求するものとする。

2 前項の請求は、契約締結後、当該工事の履行が完了するまでの間、いつでもすることができる。

3 市長は、正当な前金払の請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前払金は、第1項の保証証書に記載された前払金預託金融機関の口座に振り込むものとする。

(変更契約の場合の措置)

第4条 前金払をした工事について、請負代金額の変更が生じた場合は、坂戸市建設工事請負契約約款の規定により処理するものとする。

(継続費等の場合の措置)

第5条 継続費に係る工事の前金払については、坂戸市建設工事請負契約約款の規定により処理するものとする。

(定めのない事項)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成13年1月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に入札公告又は指名通知を行ったもの若しくは既に建設工事請負契約を締結しているものについては、なお従前の例による。